

滝川市地域材利用推進方針

滝川市地域材利用推進方針（以下「推進方針」という。）は、脱炭素化社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づき、北海道地域材利用推進方針（以下「道の推進方針」という。）に即して策定するものであり、北海道内の森林から産出され、道内で加工された木材（以下「地域材」という。）の建築物及び公共土木工事（以下「建築物等」という。）などにおける利用の促進を図るため、基本的事項等を定めるものである。

第 1 建築物等における地域材の利用の促進の意義及び基本的方向

1 建築物等における地域材の利用の促進の意義

建築物等における地域材の利用を促進することは、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を図るうえで極めて重要である。

市内の森林は天然林の広葉樹をはじめカラマツやトドマツを中心とした人工林が広がり、生命の源となる清らかな水をたくわえ、野生生物の生息の場となるとともに二酸化炭素を吸収し酸素を供給するなどの重要な役割を果たしており、市民にとってかけがえのない貴重な財産となっている。

しかし、道内の林業及び木材産業等は、輸入木材の増加など厳しい情勢から地域材の利用が低調であり、事業活動が停滞し、森林の有する多面的機能の低下が懸念される状況となっている。

このような状況において、地域材の需要を拡大することは、森林づくりに伴う間伐材や主伐材等の収益が、造林から保育、間伐、主伐までの森林の整備や保全に再び向けられ、森林資源の循環利用につながることから、林業・木材産業の成長産業化や山村地域の活性化、雇用の創出を図るうえでも重要である。

また、森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が少ないこと、木材は再生産可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない、「カーボンニュートラル」の特性を有することから、地域材の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、SDGs の達成や脱炭素社会の実現にも貢献するものである。

こうした中、木造建築物については、平成 22 年に公共建築物における木材の利用の促進に関する法律が制定され、公共建築物における木造化や内装等の木質化が進められてきたが、依然として低層の戸建て住宅が中心であり、技術やコスト面の課題から中高層や低層非住宅については大部分が非木造となっている。

さらに、令和 3 年の法改正において、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現や地域の経済の活性化に向け、住宅、非住宅建築物など公共建築物以外の建築物（以下、民間建築物という。）も木造化・木質化などを一層進めることとされており、建築物をはじめ工作物、各種製品の原材料及びエネルギー源など、多様な分野での地域材の利用を拡大することが必要である。

2 建築物等における地域材の利用の促進の基本的方向

1 の建築物における木材の利用の促進の意義及び法第 3 条に規定する基本理念を踏まえ、市、事業者、市民は、以下のとおり建築物における木材の利用の促進に取り組むものとする。

(1) 地域材の利用の促進に向けた各主体の取組

① 市の取組

市は、市内の建築物等における地域材の利用の促進に向け、市方針に基づき、整備・施工する建築物等における地域材の利用の促進に取り組むほか、地域の実情に即した独自の施策の充実に図り、国及び道が実施する施策と併せ効果的な施策の推進に努めるものとする。

また、情勢の推移等を踏まえ、必要に応じて市方針を変更し、これを公表するものとする。

② 事業者による取組

建築物を整備する事業者等は、市方針を踏まえ、その事業活動に関して、木材利用の促進に自ら努めるとともに、道又は市が実施する地域材の利用の促進に関する施策に協力しつつ、建築物における地域材の利用の促進に協力するよう努めるものとする。

また、建築物等における木材利用の促進に取り組む設計者等にあつては、建築物を整備する者のニーズを的確に把握するとともに、品質、価格等に関する正確な情報の提供、木材の具体的な利用方法の提案等に努めるものとする。

③ 市民による取組

市民は、地域材の利用の促進に自ら努めるとともに、市が実施する地域材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(2) 関係者相互の連携及び協力

市、建築物を整備する事業者等（以下「木材利用関係者」という。）は（1）の各主体の取組の実施に当たり、市方針に基づき、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(3) 地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

建築物等における地域材の利用の促進に当たっては、地域材の安定的な供給と森林の有する多面的機能の発揮とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進することが重要であることから、木材利用関係者は、森林計画制度等に従った伐採及び伐採後の再造林等の適切な森林施業に努めるものとする。

また、地域材を利用するに当たっては、市民の安全と安心を確保する観点から、森林認証をはじめ合法性や産地が証明された地域材で、品質を判断する根拠となる乾燥の度合いや強度が明示されている J A S 製品の積極的な使用に努めるものとする。

第 2 建築物等における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

市は、法第 13 条の規定に基づき、地域材の利用の促進を図るため、木造建築物の設計及び施工に関する先進的な技術の普及に努めるなど、建築に当たって、建築材料として木材が選択されるよう、建築用木材及び木造建築物の安全性に関する情報の提供に努めるものとする。

また、地域材の利用の促進が適切な森林の整備や地球温暖化の防止に貢献することなどについて、その普及に努めるものとする。

2 住宅における地域材の利用の促進

市は、法第 14 条の規定に基づき、住宅における地域材の利用を促進するものとする。

3 公共建築物における地域材の利用の促進

(1) 公共建築物における地域材の利用の促進のための具体的方向

公共建築物における地域材の利用に当たっては、建築材料としての地域材の利用はもとより、建築材料以外の製品及びエネルギー源としての利用も併せ、以下により促進に努めるものとする。

① 建築材料としての地域材の利用の促進

公共建築物における地域材の利用に当たっては、木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化の促進に努めるものとする。

② 建築材料以外の木製品等の利用の促進

公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品については、地域材をその原材料として使用したもの（以下「地域材製品」という。）の利用に努めるものとする。

③ 木質バイオマスの利用の促進

木質ペレット等の木質バイオマス製品やエネルギー利用を促進するとともに、木質バイオマスを燃料とする暖房器具等の導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や適切な維持管理の可能性等について十分に検討するなど、その促進に努めるものとする。

(2) 地域材の利用を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、木造化に係るコスト面の課題解決状況等を踏まえ、計画時点においてコストや技術面で木造化が困難であるものを除き、木造化の促進に努めるものとする。

ただし、災害応急対策に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化が困難であると判断されるものについては、木造化を促進する対象としないものとする。

第3 市が整備・施工する公共建築物における地域材の利用の基準

1 公共建築物における木造化・木質化の推進

市の公共建築物については、関係法令等で制限がある場合及びコストや技術面で困難であるものを除き、木造化・木質化の推進に努めるものとする。

2 公共建築物における地域材製品等の利用の推進

(1) 木製家具等の導入の推進

市の公共建築物で導入する家具等については、地域材製品の導入の推進に努めるものとする。

(2) 木質バイオマスの利用の推進

市の公共建築物において導入する暖房器具等については、木質バイオマスを燃料とするものの導入を推進に努めるものとする。

3 公共土木工事における地域材利用の推進

市が実施する公共土木工事については、地域材の利用が可能な場合にあっては、地域材の利用の推進に努めるものとする。

第4 建築物等の整備・施工の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する基本的事項

建築物等に利用する地域材の円滑な供給を確保するため、森林所有者や素材生産業者、木材製造業者等の地域材の供給に携わる者が連携し、地域材の需給に関する情報及び建築物等の整備・施工における利用動向等を共有するなど、地域材の適切かつ安定的な供給に努めるものとする。

第5 建築物以外での地域材の利用の促進

市は、工作物等での地域材の利用等に関する情報を発信するなど、地域材の利用の促進に努めるものとする。

1 農畜産分野での地域材の利用の促進

農業は、本市の基幹産業であり、民間事業者や個人が整備する施設等も多いことから、農業用施設において、低コスト化や地域材利用の優位性の発信などにより、関係者の理解の醸成を図り、地域材の利用を促進するものとする。

2 木質バイオマスの利用の促進

木質バイオマスのエネルギー利用について、市民への利用の意義の普及啓発に努めるなど、木質ペレット等の木質バイオマス製品やエネルギー利用の促進に努めるものとする。

また、林内に残された幹や枝などの林地未利用材の利用を拡大するため、効率的な集荷システムの構築による安定供給体制の整備に向けた取組を促進するものとする。

第6 その他必要事項

1 公共建築物及び公共土木の整備・施工において考慮すべき事項

公共建築物等において地域材を利用するに当たっては、地域材の利用に関する利用者のニーズ等を把握するとともに整備・施工及び維持管理コストを総合的に判断するよう努めるものとする。

2 地域材の利用拡大に向けた推進体制等

(1) 地域材の利用の推進体制

市は、地域材の利用の促進を効果的に図っていくため、関係部署等で連携を図り、必要な情報交換に努めるものとする。

(2) 地域材の利用状況に関する調査・分析

市は、市内の地域材の利用状況や利用の促進に向けた課題等について調査等を行うなど、地域材の利用の効果的な促進に努めるものとする。

(3) 地域材の利用促進に向けた普及・PR等

市は、優良な木造建築や土木工事事例のほか、新たな技術や木製品の幅広い普及PRに努めるなど、地域材の利用の効果的な促進に努めるものとする。

附則

この推進方針は、平成26年10月27日から施行する。

この推進方針は、令和5年3月10日から施行する。